

## 見守り 新鮮情報

インターネット通販で、「初回300円、〇日間  
**解約保証**」と表示されたダイエットサプリメント  
を注文した。効果を感じられなかったので、解約  
保証期間内に**解約を申し出る**と、「4カ月  
以上の定期購入が条件の契約と  
なっている

ので、解約には  
4カ月後に連絡が必要」  
と言われた。「〇日間  
解約保証のはずだ」と  
言うと、「その場合は  
**通常価格**1万5千円  
の**支払い**が必要」との  
回答だった。そのような  
規約はページのかなり  
**下部**まで見ないと  
分からなかった。

(60歳代 男性)

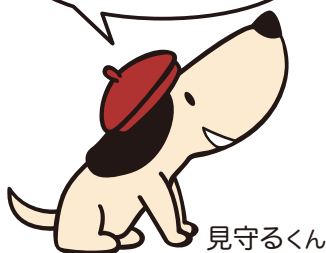


©Kurosaki/Gen

# 「解約保証」のはずが… 定期購入トラブルに注意

## ひとこと助言

しっかり確認



見守るくん

- 商品を購入する際には、目立つように表示されている「初回 300 円」「初回実質 0 円(送料のみ)」といった価格等だけでなく、定期購入が条件となっていないか、定期購入の場合の継続期間や支払うことになる総額等、契約内容をよく確認しましょう。
- 継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日の〇日前までに申し出が必要」のように申請期間に制限がある、通常価格を支払う必要がある等、条件が定められているケースがみられます。解約・返品の可否や条件をしっかりと確認しましょう。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。